

DC運営ポータルサイトおよび管理者サイト利用規定

損保ジャパンDC証券株式会社

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパンDC証券株式会社（以下「当社」といいます。）に登録された確定拠出年金制度の事業主および管理者（以下「管理者等」といいます。）が、当社の確定拠出年金企業管理者用システム「DC運営ポータルサイトおよび管理者サイト」を通じて各種サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用される際における取扱いを定めるものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「確定拠出年金事業主向け事務手続きマニュアル」（以下「マニュアル」といいます。）に従います。

(サービスの利用)

第2条 本サービスは、当社に登録された確定拠出年金制度の管理者等がご利用することができます。本サービスのご利用は、入力されたIDおよびパスワードが当社にご登録いただいたものと一致した場合にのみ行うことができます。

(利用時間)

第3条 管理者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします（詳しくは、マニュアル等をご覧ください。）。ただし、当社はこの利用時間を管理者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

2 システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(サービスの種類)

第4条 管理者等がご利用できるサービスは、当社が定めるものとします（詳しくは、マニュアル等をご覧ください。）。ただし、当社がご利用できるサービス内容を管理者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

(事務作業の執行)

第5条 管理者等が本サービスを利用して確定拠出年金制度の導入・運営に必要な事務作業（当社が定める事項に限ります。）を執行した場合は、管理者等が処理された内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、管理者等から事務作業執行の通知があったものとします。

(各種通知)

第6条 管理者等は、当社に通知いただくべき事項を必要書類の提出に替えて、本サービスを利用して通知を行うことができます（当社が定める事項に限ります。）。この場合は、管理者等が通知内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、管理者等からの通知があったものとします。

(通知結果の照会)

第7条 第5条および第6条の通知の結果は本サービスを利用して照会することができます。

(免責事由)

第8条 当社は次に掲げる事由により生じる管理者等の損害については、その責を負わないものとします。

- ① 当社にご登録いただいているIDおよびパスワードの一致を確認して行った通知
- ② 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）
- ③ 第3条、第9条第2項または第10条の規定による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- ④ 天災地変その他不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能

(サービスの中止)

第9条 管理者等からお申出があったときは、本サービスの提供を中止します。

2 当社は、やむを得ない事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。この場合、当社は、遅滞なくその旨を管理者等に通知するものとします。

(サービス利用の禁止)

第10条 当社は、管理者等が本サービスをご利用いただくことが不相当であると認めるときは、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(規定の改定)

第11条 この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、その他必要を生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにDC運営ポータルサイトおよび管理者サイト上の掲示等の当社が適当と判断する方法により通知します。

以上